

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	寄附行為第 3 条及び学則第 1 条にて規定している。	1-1
第 85 条	○	学則第 2 章において規定している。	1-2
第 87 条	○	学則第 12 条において規定している。	3-1
第 88 条	○	学則第 12 条第 2 項において規定している。	3-1
第 89 条	○	学則第 42 条第 2 項において規定している。	3-1
第 90 条	○	学則第 15 条において規定している。	2-1
第 92 条	○	学則第 6 条及び第 7 条において規定している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 8 条の 2 において規定している。	4-1
第 104 条	○	学則第 43 条において規定している。	3-1
第 105 条	—	該当なし。	3-1
第 108 条	—	該当なし。	2-1
第 109 条	○	学則第 1 条の 2 及び自己点検評価に関する規程により規定し、認証評価を受審している。	6-2
第 113 条	○	情報公開規程において規定し、公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 6 条及び第 7 条において規定している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 20 条において規定している。	2-1
第 132 条	○	学則第 20 条において規定している。(専修学校の専門課程 編入学は募集していない)	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則第 2 条に課程の組織、収容定員及び寄宿舍に関する事項、第 3 章に職員組織、第 5 章に学年、学期及び休業日、第 6 章に修業年限、第 7 章に入学に関する事項、第 8 章に教育課程及び授業日数に関する事項及び学習の評価及び課程修了の認定に関する事項、第 9 章に退学、転学及び休学に関する事項、第 10 章に卒業に関する事項、第 11 章に賞罰に関する事項、第 13 章に授業料、入学金その他の費用徴収に関する事項を規定している。 通信制の課程及び特別支援学校については該当なし。	3-1 3-2
第 24 条	○	カリキュラム・ポリシーを策定し、公表している。	3-2

千葉工業大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 26 条 第 5 項	○	学則第 45 条におい規定している。	4-1
第 28 条	○	法令関係、学則、規程集、については総務課、職員の名簿等においては人事課、入学者選抜に関するものは入試広報課、財務書類に関するものは財務課にて保存している。また、保存期間については学校法人千葉工業大学文書取扱規程において規定している。	3-2
第 143 条	—	該当なし	4-1
第 146 条	○	学則第 12 条第 2 項において規定している。	3-1
第 147 条	—	該当なし	3-1
第 148 条	—	該当なし。	3-1
第 149 条	—	該当なし。	3-1
第 150 条	○	学則第 15 条において規定している。	2-1
第 151 条	—	該当なし。	2-1
第 152 条	—	該当なし。	2-1
第 153 条	—	該当なし。	2-1
第 154 条	—	該当なし。	2-1
第 161 条	○	学則第 20 条において規定している。	2-1
第 162 条	—	該当なし。	2-1
第 163 条	○	学則第 10 条及び第 14 条において規定している。	3-2
第 163 条の 2	—	該当なし。	3-1
第 164 条	—	該当なし。	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを学部・学科毎に定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 1 条の 2 及び自己点検評価に関する規程により規定し、認証評価を受審している。	6-2
第 172 条の 2	○	情報公開規程により規定し、公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 42 条において規定している。	3-1
第 178 条	○	学則第 20 条第 3 項において規定している。	2-1
第 186 条	—	該当なし	2-1

千葉工業大学

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	学校教育法その他の法令を遵守し、大学設置基準を最低基準として、向上に努めている。	6-2 6-3
第2条	○	学則第1条において大学の目的、第2条の2において学部の教育・研究上の目的を規定し、ホームページ等により学部学科毎に公表している。	1-1 1-2
第2条の2	○	千葉工業大学入学者選考規程、入学試験委員会規程において規定し、入試広報部入試広報課により適切な体制を整えている。	2-1
第2条の3	○	各委員会の構成員は教員及び事務職員により構成しており、連携及び教職協同を実施している。	2-2
第3条	○	各学部は教育研究上、適当な規模であり、教員組織、教員数についても大学設置基準を遵守し、適当である。	1-2
第4条	○	学則第2条において規定している。	1-2
第5条	○	学則第34条において教職課程について規定している。	1-2
第6条	—	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	学則第3章のとおり教員組織を編成するとともに、年齢構成が著しく偏らないよう配慮している。	3-2 4-2
第10条	○	必修科目については専任の教授又は准教授が担当している。	3-2 4-2
第10条の2	○	実務経験を有する専任教員は全て教授会の構成員になっており、会議に参画している。	3-2
第11条	—	該当なし。	3-2 4-2
第12条	○	職員就業規則において規定している。	3-2 4-2
第13条	○	専任教員数において大学設置基準を遵守している。	3-2 4-2
第13条の2	○	学長選出規程第2条において規定している。	4-1
第14条	○	教員資格審査規程第6条において規定している。	3-2 4-2
第15条	○	教員資格審査規程第7条において規定している。	3-2 4-2
第16条	○	教員資格審査規程第10条において規定している。	3-2 4-2

千葉工業大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 16 条の 2	○	教員資格審査規程第 8 条において規定している。	3-2 4-2
第 17 条	○	教員資格審査規程第 9 条において規定している。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 2 条において規定している。	2-1
第 19 条	○	学則第 23 条において規定しており、カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成している。	3-2
第 20 条	○	学則第 24 条において規定している。	3-2
第 21 条	○	学則第 26 条において規定している。	3-1
第 22 条	○	学則第 27 条において規定している。	3-2
第 23 条	○	学則第 27 条において規定している。	3-2
第 24 条	○	授業は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して適切に実施している。	2-5
第 25 条	○	学則第 26 条、各学部履修規程において規定している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学則第 25 条の 2 において規定し、シラバスを作成し、公表している。	3-1
第 25 条の 3	○	学則第 24 条第 2 項及びFD委員会規程において規定している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし。	3-2
第 27 条	○	学則第 28 条において規定している。	3-1
第 27 条の 2	○	各学部履修規程において規定している。(工学部履修規程第 6 条、創造工学部履修規程第 6 条、先進工学部履修規程第 6 条、情報科学部履修規程第 6 条、社会システム科学部履修規程第 6 条)	3-2
第 28 条	○	学則第 30 条において規定している。	3-1
第 29 条	○	各学部履修規程において規定している。(工学部履修規程第 16 条、創造工学部履修規程第 16 条、先進工学部履修規程第 16 条、情報科学部履修規程第 16 条、社会システム科学部履修規程第 16 条)	3-1
第 30 条	○	学則第 31 条において規定している。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 31 条	○	学則第 47 条及び科目等履修生規程において規定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 12 条及び第 33 条において規定している。	3-1
第 33 条	—	該当なし。	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5

千葉工業大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 35 条	○	新習志野キャンパスに体育館、近隣に茜浜運動施設を設置している。	2-5
第 36 条	○	大学設置基準 36 条第 1 項～第 5 項まで全て備えている。	2-5
第 37 条	○	校地面積は 410,372.46 m ² 保有しており十分満たしている。(大学設置基準必要校地面積：79,600.00 m ²)	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は 141,277.96 m ² 保有しており十分満たしている。(大学設置基準必要校舎面積：98,442.60 m ²)	2-5
第 38 条	○	図書館を中心に備えている。	2-5
第 39 条	—	該当なし。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし。	2-5
第 40 条	○	必要な機械、器具等は教室、研究室に十分備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	新習志野キャンパス、津田沼キャンパスともに備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的達成及び環境整備に努め、教育研究経費の予算化を行っている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名、学部名、学科名は教育研究上の目的に適切なものである。	1-1
第 41 条	○	学則第 7 条及び事務組織規程において規定している。	4-1 4-3
第 42 条	○	事務組織規程第 9 条において規定しており、学生センターを設置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	教育課程においてキャリア科目を配置し、就職委員会及び就職進路支援部において支援体制を整えている。	2-3
第 42 条の 3	○	SD 活動として、研修会及び講演会を実施している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし。	3-2
第 43 条	—	該当なし。	3-2
第 44 条	—	該当なし。	3-1
第 45 条	—	該当なし。	3-1
第 46 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし。	2-5
第 48 条	—	該当なし。	2-5
第 49 条	—	該当なし。	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし。	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし。	4-2
第 57 条	—	該当なし。	1-2

千葉工業大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 58 条	—	該当なし。	2-5
第 60 条	—	該当なし。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 10 章及び学位規程において規定している。	3-1
第 10 条	○	学則第 43 条及び学位規程において規定している。	3-1
第 13 条	○	学位規程において規定し、改正時に文部科学省へ報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人千葉工業大学自己点検評価に関する規程に基づき、法人の運営及び大学の教育研究に関する諸活動について、自己点検評価を行い改善に努めている。 各種情報を大学ホームページにおいて公開し、透明性の確保を図っている。	5-1
第 26 条の 2	○	寄附行為第 7 条において規定し、利益相反について適切に防止できる監事を選任している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為を総務部総務課に備えており、大学ホームページにも公開している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条において規定している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従い運営している。寄附行為第 47 条において責任限定契約を規定している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 16 条において規定している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条において規定している。ただし、第 13 条に規定のとおり、理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条、第 7 条、第 10 条において規定している。 また、文部科学省へ提出する宣誓書により、役員について、三親等以内の親族又は配偶者が一人も含まれていないことを宣誓し、各役員から提出される誓約書により学校教育法第 9 条各号に該当しないことを確認している。	5-2

千葉工業大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 39 条	○	寄附行為第 7 条において規定している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条において規定している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 20 条において規定している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 22 条において規定している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 23 条において規定している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 24 条において規定している。	5-3
第 44 条の 2	○	私立学校法第四十四条の二を遵守している。寄附行為第 46 条、第 47 条において責任の一部免除及び責任限定契約を規定している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	私立学校法第四十四条の二を遵守している。寄附行為第 46 条、第 47 条において責任の一部免除及び責任限定契約を規定している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	私立学校法第四十四条の二を遵守している。寄附行為第 46 条、第 47 条において責任の一部免除及び責任限定契約を規定している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 42 条において規定している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 33 条において規定している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 35 条において規定している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 36 条において規定している。	5-1
第 48 条	○	学校法人千葉工業大学役員報酬規程において規定している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 38 条において規定している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 36 条の 2 において規定している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 2 条において規定している。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 6 条において規定している。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 16 条において規定している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 16 条において規定している。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 16 条において規定している。	2-1
第 157 条	—	該当なし。	2-1
第 158 条	—	該当なし。	2-1

千葉工業大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 159 条	—	該当なし。	2-1
第 160 条	—	該当なし。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令を遵守し、大学院設置基準を最低基準として、向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 7 条において規定している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学試験委員会規程において規定し、入試広報部入試広報課により適切な体制を整えている。	2-1
第 1 条の 4	○	各委員会の構成員は教員及び事務職員により構成しており、連携及び教職協同を実施している。	2-2
第 2 条	○	大学院学則第 3 条において規定している。	1-2
第 2 条の 2	—	該当なし	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 5 条、第 9 条において規定している。	1-2
第 4 条	○	大学院学則第 4 条、第 9 条において規定している。	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 2 条、第 8 条において規定しており、教員数は大学院設置基準を満たしている。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 8 条において規定している。	1-2
第 7 条	○	大学院学則第 2 条において規定している。	1-2
第 7 条の 2	—	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	教員数は大学院設置基準を満たしている。	3-2 4-2
第 9 条	○	大学院学則第 11 条、千葉工業大学教員資格審査規程及び千葉工業大学大学院担当教員資格基準において規定している。	3-2 4-2
第 10 条	○	大学院学則第 10 条において規定している。	2-1
第 11 条	○	大学院学則第 24 条において規定しており、カリキュラムツリーを作成し、体系的な教育課程を編成している。	3-2
第 12 条	○	大学院学則第 22 条において規定している。	2-2 3-2

千葉工業大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 13 条	○	大学院学則第 11 条、第 24 条において規定している。	2-2 3-2
第 14 条	○	大学院学則第 22 条の 2 において規定している。	3-2
第 14 条の 2	○	大学院学則第 24 条の 2 において規定している。	3-1
第 14 条の 3	○	大学院学則第 24 条の 3 において規定している。	3-3 4-2
第 15 条	○	大学院学則第 23 条、26 条、28 条、29 条、47 条において規定している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 32 条において規定している。	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 31 条において規定している。	3-1
第 19 条	○	教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備え、学部と共用している。	2-5
第 20 条	○	研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備え、学部と共用している。	2-5
第 21 条	○	図書館において図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備え、学部と共用している。	2-5
第 22 条	○	基礎となる学部と共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	該当なし。	2-5
第 22 条の 3	○	毎年度、教育研究費を各学部、各研究科等に配分している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 23 条	—	該当なし。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし。	2-5
第 25 条	—	該当なし。	3-2
第 26 条	—	該当なし。	3-2
第 27 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当なし。	2-5
第 30 条	—	該当なし。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし。	3-2

千葉工業大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 31 条	—	該当なし。	3-2
第 32 条	—	該当なし。	3-1
第 33 条	—	該当なし。	3-1
第 34 条	—	該当なし。	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし。	4-2
第 42 条	○	学則第 7 条及び事務組織規程において規定している。	4-1 4-3
第 43 条	○	SD 活動として、研修会及び講演会を実施している。	4-3
第 45 条	—	該当なし。	1-2
第 46 条	—	該当なし。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当なし。	6-2 6-3
第 2 条	—	該当なし。	1-2
第 3 条	—	該当なし。	3-1
第 4 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 5 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 6 条	—	該当なし。	3-2
第 6 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 7 条	—	該当なし。	2-5
第 8 条	—	該当なし。	2-2 3-2
第 9 条	—	該当なし。	2-2 3-2
第 10 条	—	該当なし。	3-1
第 11 条	—	該当なし。	3-2 3-3 4-2
第 12 条	—	該当なし。	3-2
第 13 条	—	該当なし。	3-1

千葉工業大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 14 条	—	該当なし。	3-1
第 15 条	—	該当なし。	3-1
第 16 条	—	該当なし。	3-1
第 17 条	—	該当なし。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	—	該当なし。	1-2 3-1 3-2
第 19 条	—	該当なし。	2-1
第 20 条	—	該当なし。	2-1
第 21 条	—	該当なし。	3-1
第 22 条	—	該当なし。	3-1
第 23 条	—	該当なし。	3-1
第 24 条	—	該当なし。	3-1
第 25 条	—	該当なし。	3-1
第 26 条	—	該当なし。	1-2 3-1 3-2
第 27 条	—	該当なし。	3-1
第 28 条	—	該当なし。	3-1
第 29 条	—	該当なし。	3-1
第 30 条	—	該当なし。	3-1
第 31 条	—	該当なし。	3-2
第 32 条	—	該当なし。	3-2
第 33 条	—	該当なし。	3-1
第 34 条	—	該当なし。	3-1
第 42 条	—	該当なし。	6-2 6-3

千葉工業大学

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	○	大学院学則第33条及び千葉工業大学学位規程において規定している。	3-1
第4条	○	大学院学則第33条及び千葉工業大学学位規程において規定している。	3-1
第5条	○	千葉工業大学学位規程第13条において規定している。	3-1
第12条	○	千葉工業大学学位規程第21条において規定している。	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	—	該当なし。	6-2 6-3
第2条	—	該当なし。	3-2
第3条	—	該当なし。	2-2 3-2
第4条	—	該当なし。	3-2
第5条	—	該当なし。	3-1
第6条	—	該当なし。	3-1
第7条	—	該当なし。	3-1
第9条	—	該当なし。	3-2 4-2
第10条	—	該当なし。	2-5
第11条	—	該当なし。	2-5
第12条	—	該当なし。	2-2 3-2
第13条	—	該当なし。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。